

消防用設備点検のお知らせ

毎々、格別のご高配に賜り厚く御礼申し上げます。

さて、オーナー様所有の物件には消防用設備(消火器や火災報知器等)を設置することが消防法で義務づけられていると同時に、その設置された消防用設備等を定期的に点検しその結果を消防署へ報告する義務があります。

万が一物件に火事が発生した際、備え付けの消防用設備が正常に作動せず二次災害的なものに発展した場合はその責任はオーナー様が負うことになります。もちろん火事自体があつてはならないことですが、いざ起きてしまったときにその被害を最小限にとどめなければなりません。人の命にも関わる可能性もありますので定期的に実施しておられないオーナー様に対しまして、これを機会に是非実施していただきますようお願い申しあげます。

尚、弊社では、消防用設備に携わる業者と提携を致しております。
新設置は勿論、点検業務、保守契約、消防手続一切の業務につきましては、こちらから手配をさせていただきますので、お気軽に各店舗迄お問い合わせ下さい。

点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防 火 対 象 物	点検結果の報告の期間
寄宿舎、下宿、共同住宅	3年に1回
複合用途防火対象物のうち、その一部が 料理店、飲食店、マーケットその他物品販売 業を営む店舗等に掲げる防火対象物の用 途に供されているもの	1年に1回

「U02.7.24」